

令和8年度津市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針

令和8年4月1日

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、その就労によって経済的な基盤を確立することは重要です。

このため、障がいのある人の雇用を支援する仕組みを整えるとともに、障がいのある人が就労する障害者就労施設等における受注の機会の確保を図り、その経営基盤を強化することは特に意義のあるところです。

第1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図ることにより、障害者就労施設等において就労する障がいのある人の自立の促進に資することを目的とします。

第2 基本方針

- 1 障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めるものとします。
- 2 障害者就労施設等への発注に当たって、予算の適正な執行に留意し、透明性・公平性を確保しつつ、随意契約の活用を図るものとします。
- 3 障害者就労施設等がニーズに応じた物品等の提供ができるよう、物品等の質の向上についての相談や支援をするものとします。

第3 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次のいずれかに該当する施設等であって、本市の区域内に所在し、又は住所を有するものとします。

- (1) 障害者就労施設（障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する施設をいう。）
- (2) 在宅就業障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。）
- (3) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。）
- (4) 三重県社会的事業所設置運営要綱（平成24年4月1日施行）に基づき運営される事業所

第4 適用組織

調達方針は、市行政組織が発注する物品等の調達について適用します。

第5 調達に係る対象の物品等及び調達の目標額

調達に係る対象の物品等及び調達の目標額は、次の表のとおりとします。

区分	調達に係る対象の物品等の名称	調達の目標額
物 品	小物雑貨（清掃用品、木工品等） その他の物品	20万円 以上
役 務	清掃作業（建物清掃、除草・剪定等） 印刷（パンフレットなど各種印刷） テープ起こし その他の役務	340万円 以上

第6 調達方針及び調達実績の公表

- 1 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等で公表します。
- 2 調達実績については、事業の終了後において概要を取りまとめ市ホームページ等で公表します。

第7 物品等の調達拡大への取組

- 1 障害者就労施設等から調達の実績のある物品等については、継続的な調達に努めるとともに、これまでに調達実績のない物品等についても調達の検討を行います。
- 2 市行政組織から提出された障害者就労施設等への物品等の発注見込みを基に、計画的に調達を行います。

第8 随意契約による物品等の調達

障害者就労施設等から物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定による随意契約を活用します。

第9 共同受注窓口みえの活用

発注する際の窓口として「共同受注窓口みえ」を活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。

第10 調達方針の見直し

調達実績や受注体制の状況などを勘案して、必要に応じて調達方針の見直しを行います。